

随 意 契 約 理 由 書

件 名 大和川線建設事務所(三共堺東ビル)原状回復等工事

契 約 相 手 方 株式会社プロボ

随意契約理由 平成 12 年 4 月 10 日付けで賃貸借契約を締結し、大和川線建設事務所として使用してきた三共堺東ビルについて、賃貸借契約を解約することから、同賃貸借契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、原状回復等を行うものである。

本工事の遂行にあたっては、同賃貸借契約書第 17 条第 2 項に基づき、賃貸人が指定する工事施工者であることが、契約相手方に求められる要件となる。

株式会社プロボは、賃貸人が指定する工事施工者として指定されていることから、上記要件を唯一具備するものであると認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により随意契約とするものである。

以 上